

安 全 運 航 について

◎ 安全管理規程 別紙13ページ

◎ 運航基準 別紙 4ページ

◎ 安全統括管理者

代表取締役 平成26年3月選任

令和7年6月 9日 小型船舶安全統括管理者試験 合格

◎ 運航管理者

代表取締役 平成26年3月選任

令和7年6月13日 小型船舶運航管理者試験 合格

◎ 安全の基本方針

1. 関係法令等の遵守と安全の最優先！
2. 安全運航は最大のサービス！

◎ 安全の目標

1. 平成26年会社設立からの無事故記録をのばそう。
2. 乗船されるお客様への注意事項(別紙)を守り、より安全運航をしよう。

富岩船舶株式会社

安全情報報告様式

【別添2様式】船舶情報

回答欄（青色網掛け部）に入力ください。

事業年度の末日時点の情報を入力して下さい。

船舶情報

項目		回答欄	備考	
船舶数	船舶数	(自動計算)	2 船舶ごとの情報を入力した船舶の数が自動計算で入力されます。※数字が表示されない場合や、誤りがある場合は、プルダウンより選択し手入力で訂正、たさい。	
船舶ごとの情報_01	船名	kansui (カンスイ)	記載例：安全1号	
	総トン数		16 半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	旅客定員		56 半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣		58 半角数字にて入力ください。 記載例：10
		子供用の救命胴衣		50 半角数字にて入力ください。 記載例：10
		救命いかだ		半角数字にて入力ください。 記載例：10
		救命浮器		2 半角数字にて入力ください。 記載例：10
	搭載している無線設備	携帯電話	有	搭載の有無をプルダウンより選択してください。
		衛星電話		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
		業務用無線設備		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
	最新の船舶検査証書の交付年月日	2024/3/31	記載例：2025/1/1 ※年月日の間には必ず半角スラッシュを入れてください	
船舶ごとの情報_02	船名	fugan (フガン)		
	総トン数		16	
	旅客定員		56	
	救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣		58
		子供用の救命胴衣		50
		救命いかだ		
		救命浮器		2
	搭載している無線設備	携帯電話	有	
		衛星電話		
		業務用無線設備		
	最新の船舶検査証書の交付年月日	2025/3/31		

安全情報報告様式

【別添2様式】船舶情報

回答欄（青色網掛け部）に入力ください。
事業年度の末日時点の情報を入力して下さい。

船舶情報

項目		回答欄	備考
船舶数	(自動計算)		2 船舶ごとの情報を 入力した船舶の数が自動計算で 入力されます。 が表示されない場合や、誤りがある場合は、プルダウンより選択し 入力で訂正、 下さい。
船舶ごとの情報_01	船名	sora (ソーラ)	記載例：安全1号
	総トン数	12	半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	旅客定員	56	半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	救命設備の搭載数	58	半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	大人用の救命胴衣	50	半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	子供用の救命胴衣		半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	救命いかだ	2	半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	救命浮器		半角数字にて 入力ください。 記載例：10
	搭載している無線設備	有	搭載の有無をプルダウンより選択してください。
	携帯電話		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
	衛星電話		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
	業務用無線設備		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
	最新の船舶検査証書の交付年月日	2023/3/24	記載例：2025/1/1 ※年月日の間には必ず半角スラッシュを 入れてください
船舶ごとの情報_02	船名	もみじ	
	総トン数	34	
	旅客定員	12	
	救命設備の搭載数	13	
	大人用の救命胴衣	10	
	子供用の救命胴衣		
	救命いかだ	1	
	救命浮器		
	搭載している無線設備	有	
	携帯電話		
	衛星電話		
	業務用無線設備		
	最新の船舶検査証書の交付年月日	2021/3/19	

安全管理規程

平成26年 1月17日

富岩船舶株式会社

目次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船及び旅客船以外の船舶(以下、単に「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理する為の責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保する為の会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指す為の具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保する為の管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、船舶の離着岸の補助、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航行速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施する為の船舶の特定、当該船舶の整備、回航及び入渠、予備船の投入、受検等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成、及びその勤務割り等に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内(港則法に定めない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内)。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。

(17)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「着岸」を行うこと
(18)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点へ引き返すこと
(19)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。但し、視程が方向によって異なる場合は、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)及び水位(河川の水位)
(20)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航行速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他、航行の安全を確保する為に必要な事項を記載した図面
(21)	船舶上	船舶の舷側より内側。但し、舷てい、歩み板等、船舶側から架設されたものがある場合は、その先端までを含む
(22)	陸上	船舶上以外の場所。但し、陸上施設の区域内に限る。
(23)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(24)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む)、可動橋、人道橋、旅客待合室等、船舶の係留及び旅客の乗降時の用に供する施設

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図る為、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

2. 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
3. 旅客の乗下船・船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
4. 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する為に、かつ、輸送の安全を確保する為に必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図る為、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について確実に実施する。

2. 経営トップは、事業の輸送の安全を確保する為の管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理に関わる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2. 安全方針には輸送の安全確保を的確に図る為に次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3. 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図る為、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4. 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現する為、安全重点施策を策定し実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3. 安全重点施策は、これを実施する為の責任者、手段、日程等を含むものとする。

4. 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握する等して見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成する為、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1) 本社 安全統括管理者、兼 運航管理者 : 1人
運航管理補助者 : 1人

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出された時
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になった時
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められる時

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2. 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、船長又は本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2. 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2. 安全統括管理者がその職務を執ることができない時は経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れる時は、本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認める時は、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。但し、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となった時は、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務して運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。

2. 勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認める時は、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握する為に、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行う他、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
2. 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐する他、運航管理者がその職務を執行できない時は、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者はそれぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じた時は、船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2. 経営トップは、前項の発議があった時は、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についての安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2. 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認める時又は達する恐れがあると認める時は、運航中止の措置をとらなければならない。

2. 船長は、運航中止に係わる判断が困難であると認める時は、運航管理者と協議するものとする。

3. 前項の協議において両者の意見が異なる時は、運航を中止しなければならない。

4. 船長は運航中止の措置をとった時は、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

5. 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとった時は、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
6. 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がない時又は運航する旨の連絡を受けた時は、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、大雨注意報、洪水注意報、強風注意報の発令等運航基準の定めるところにより運航が中止される恐れがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2. 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
3. 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄点(避難その他)する旨の連絡を受けた時は当該寄点地における使用護岸について適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) (5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保の為に必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない

- (1) 発航前点検を終え離岸する時
 - (2) 着岸した時
 - (3) 事故処理基準に定める事故が発生した時
 - (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じた時
2. 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成し、各船舶及び待合所に備え付けなければならない。

2. 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は、各作業の実施にあつては安全確保に努めなければならない。

2. 運航管理者は陸上作業員を作業に従事させる場合には緊密な連携のもとに安全確保に努めなければならない。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗下船、及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は発航前に船舶が航行に支障がないかどうか、その他、航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第36条 船長は、航行中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

2. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検した時は、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。但し、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2. 船長は、前項点検中、異常を発見した時は、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて係留施設、乗降用施設等について毎日一回以上点検し、異常のある個所を発見した時は、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。なお当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先すること。
- (2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき措置を講じること。
- (3) 事故処理業務は、全ての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生した時は、人命の安全の確保の為の万全の措置、事故の拡大防止の為の措置、旅客の不安を除去する為の措置等、必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る恐れがある場合は、直ちに緊急連絡を行い、併せて「110」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知った時、又は船舶の動静を把握できない時は、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知った時は、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2. 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知った時は、速やかに関係運輸局等及び警察署等に、その概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、陸上作業員等、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む)、海上衝突予防法等都道府県が条例で定める水上交通関係規則等その他輸送の安全を確保する為に必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2. 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第52条 運航管理者は、前2条の教育等を行った時は、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航行中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2. 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
3. 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
4. 内部監査及び見直しを行った時は、その内容を記録する。
5. 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行う他、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保する為、当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む)及び、運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

2. 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する為に、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第55条 安全統括管理者は、パソコン等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2. 輸送の安全に係わる運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへ直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
3. 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努めその検討、実現反映状況について社内へ周知する。
4. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保する為に講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。又、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

この規程は平成26年4月1日より実施する。

運 航 基 準

平成 2 6 年 1 月 1 7 日

富岩船舶株式会社

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社が経営する旅客定期航路事業等に使用する船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは発航を中止しなければならない。

航路名 \ 気象・海象	風速	視程	波高	水位
富岩水上ライン	8m/s 以上	100m 以下	波高:50cm以上	1m以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達する恐れがあると認める時は、発航を中止しなければならない。

航路名 \ 気象・海象	風速	波高	水位
富岩水上ライン	8m/s 以上	波高:50cm以上	1m以下

3. 船長は、前2項の規定に基づき、発航の中止を決定した時は、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらねばならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となる恐れがあると認める時は基準航行を中止し、減速、反転、基準経路の変更、近辺の護岸等への着船、その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生する恐れのあるおおよその航路状況は次の通りである。

航路名 \ 気象・海象	風速	水位に関する事象
富岩水上ライン	8m/s 以上	周辺の時間雨量 10 ミリ以上 運河等の水位 1m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航の中止の措置及び協議の内容を発航前点検表の備考欄に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置、並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点等)
- (3) 航行経路付近に存在する浅瀬等、航行の障害となるものの位置
- (4) その他航行の安全を確保する為に必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は別添運航基準図のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は次のとおりとする。

船名 k a n s u i

- ・最 微 速： 0.5ノット
- ・微 速： 1 ノット
- ・半 速： 2 ノット
- ・航行速力： 4 ノット

船名 f u g a n

- ・最 微 速： 0.5ノット
- ・微 速： 1 ノット
- ・半 速： 2 ノット
- ・航行速力： 4 ノット

船名 S O R A

- ・最 微 速： 0.5ノット
- ・微 速： 1 ノット
- ・半 速： 2 ノット
- ・航行速力： 4 ノット

船名 もみじ

- ・最 微 速： 0.5ノット
- ・微 速： 1 ノット
- ・半 速： 2 ノット
- ・航行速力： 4 ノット

2. 船長は、速力基準表を操縦席から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を操縦席に備え付けておかなければならない。

(連絡方法)

第8条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、携帯電話にて行う。

(機器点検)

第9条 船長は着岸前に状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を発航前点検表の備考欄に記録するものとする。

乗船されるお客様へ

※注意事項

○運航について

- ・強風・高波・視界不良等の気象状況で運航を中止する場合があります。
また、場合により臨時便を運航することがあります。
- ・運航中に安全運航に支障があると船長が判断した場合、船は基準経路の変更等の処置をとります。

○乗船時の注意事項

- ・乗船の際には救命胴衣を着用させていただきます。
- ・小学生未満のお子様には、必ず保護者が付き添ってください。
- ・乗船後は係員の指示に従ってください。
- ・乗船中に気分が悪くなったり、ケガをされた場合には、速やかに係員にお伝えください。
- ・船から身を乗り出すなど、危険な行為をしないでください。係員の指示に従わず事故に遭遇した場合は責任を負いません。
- ・携帯電話は、あらかじめマナーモードに設定してください。
- ・船内及び待合室で、不審物、不審者を見つけたら係員に連絡ください。
- ・船内は禁煙です。
- ・定期便の船内では、飲酒は禁止です。
- ・ゴミは各自で責任を持ってお持ち帰りください。
- ・ペットは乗船できません。

○次に掲げる行為は法令により禁止されております

- ・みだりに消火器、救命胴衣、その他の非常の際に使用すべき器具を操作し、移動すること。
- ・みだりに乗船者の安全のために掲げられた標識または掲示物を操作し、または移動すること。
- ・みだりに物品を河川(海中)に投棄すること。
- ・他の旅客に不快感を与え、または迷惑をかけること。
- ・船舶の秩序もしくは風紀を乱し、または衛生に害のある行為をすること。